

平成26年度決算に基づく健全化判断比率  
審査意見書及び資金不足比率審査意見書

能代市監査委員

能 監 収 第 8 6 号  
平成 2 7 年 9 月 1 6 日

能代市長 齊 藤 滋 宣 様

能代市監査委員 佐 々 木 充

能代市監査委員 武 田 正 廣

健全化判断比率等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により  
審査に付された平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの  
算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出する。

## 平成26年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

### 1 審査の対象

平成26年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

平成27年7月31日から平成27年9月4日まで

### 3 審査の方法

審査は、市長から提出された平成26年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 4 審査の結果

(1) 審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(単位：%)

健全化判断比率	平成26年度決算		平成25年度決算		平成24年度決算		早期健全化基準 (平成26年度)
		備考		備考		備考	
①実質赤字比率	—	△4.92	—	△3.12	—	△3.79	12.73
②連結実質赤字比率	—	△11.23	—	△9.27	—	△9.95	17.73
③実質公債費比率	7.7		9.2		10.5		25.0
④将来負担比率	31.9		33.3		43.0		350.0

※ ①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は発生していないが、備考欄に計算上の比率を記載している。

(2) 各比率における審査の結果は、次のとおりである。

#### ○実質公債費比率について

平成26年度決算における実質公債費比率は7.7%となっており、前年度と比較して1.5ポイント改善している。これは、能代山本広域市町村圏組合の起債の償還が一部終了したことに伴い、負担金が減となったことが主な要因である。

#### ○将来負担比率について

平成26年度決算における将来負担比率は31.9%となっており、前年度と比較して1.4ポイント改善している。これは、財政調整基金や基準財政需要額算入見込額などの充当可能財源が増となったことが主な要因である。

# 平成26年度決算に基づく資金不足比率審査意見

## 1 審査の対象

次の各公営企業会計における平成26年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ・能代市水道事業会計
- ・能代市下水道事業会計
- ・能代市簡易水道事業特別会計
- ・能代市農業集落排水事業特別会計
- ・能代市浄化槽整備事業特別会計

## 2 審査の期間

平成27年7月31日から平成27年9月4日まで

## 3 審査の方法

審査は、市長から提出された各公営企業会計の平成26年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(単位：%)

特別会計等名	平成26年度決算 資金不足比率		平成25年度決算 資金不足比率		平成24年度決算 資金不足比率		経営健全化基準
		備考		備考		備考	
①水道事業	—	△39.7	—	△34.3	—	△28.5	20.0
②下水道事業	—	△22.3	—	△21.5	—	△47.9	
③簡易水道事業	—	△0.013	—	△0.009	—	△0.009	
④農業集落排水事業	—	△20.0	—	△19.1	—	△7.9	
⑤浄化槽整備事業	—	△1.0	—	△1.3	—	△0.6	

※ 各公営企業会計とも、資金不足比率は発生していないが、備考欄に計算上の比率を記載している。